破産手続廃止の申立て

次の破産事件について、相続人から破産手続廃止の申立てがあった。届出をした破産債権者は、本公告があった日の翌日から２週間以内に、裁判所に対し破産手続廃止の申立てについて意見を述べることができる。

平成２５年（フ）第９６号

茨城県土浦市中村南３丁目９番32号
破産者　被相続人亡森勝郎相続財産
平成26年１月７日　水戸地方裁判所土浦支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２４年（フ）第３６８号

長崎県長崎市畝刈町600番地17
破産者　北川　愼嗣
１　決定年月日　平成26年１月８日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１３６号

山口県防府市大字奈美95番地
破産者　光栄建機こと　光貞　　忠
１　決定年月日　平成26年１月８日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２４年（フ）第６３２７号

奈良県生駒郡三郷町信貴山東３番33号
破産者　宇田　好一
１　破産債権の届出期間　平成26年２月７日まで
２　一般調査期日　平成26年３月10日午後３時
平成26年１月７日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６００号

広島県廿日市市宮園上４丁目２番地３
破産者　三田　智幸
１　破産債権の届出期間　平成26年２月７日まで
２　一般調査期日　平成26年３月３日午後３時30分
平成26年１月８日
広島地方裁判所民事第４部

債権者集会招集

平成１８年（フ）第７９０１号

兵庫県赤穂市加里屋2164番地の28
破産者　株式会社たけうち
１　期日　平成26年２月19日午後１時30分
２　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成26年１月７日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２５年（フ）第２７号

山口県防府市勝間１丁目６番16号西村ビル201号
破産者　株式会社タクト
異議申述期間　平成26年２月25日まで
平成26年１月７日
山口地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第７０号

山口県防府市華城中央２丁目１番34号　メゾンドタナカ№３・１Ａ号、開始決定時の住所山口県防府市大字伊佐江366番地の３
破産者　三戸　和泰
異議申述期間　平成26年２月26日まで
平成26年１月８日
山口地方裁判所民事部破産係

特別清算終結

平成２５年（ヒ）第３４号

京都府綾部市若松町14番地
清算株式会社　京都ロイヤルサービス株式会社
１　決定年月日　平成25年12月27日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
京都地方裁判所第５民事部

変更更生計画認可

平成２１年（ミ）第１号

静岡市清水区三保491番地の１
更生会社　株式会社カナサシ重工
１　決定年月日　平成26年１月６日
２　主文　本件変更更生計画を認可する。
３　理由の要旨　管財人から提出された更生計画変更計画案は、可決され、かつ法定の要件を具備している。
４　更生計画変更計画の趣旨
第１章　更生計画変更に至る経緯（省略）
第２章　更生計画変更計画案の概要（省略）
第３章　権利の変更と弁済及び納付方法
第１節　工場財団及び不動産を目的物とする担保権に係る更生担保権
債権者数　３名
確定債権額　３件　889,914,032円
別表６－１
第２回弁済後の残額　３件　818,720,908円
別表６－１
別表６－１記載の工場財団及び不動産を目的物とする担保権に係る更生担保権は、同表記載のとおり、原更生計画に基づく第２回弁済後の残金のうち、同表中「変更計画に基づく新規債権免除額」欄各記載額の部分につき免除を受け、免除後の残金全額を変更更生計画認可決定の確定日から１ヶ月を経過する日の属する月の末日までに一括して弁済する。
第２節　７号200トンジブクレーンを目的物とする担保権に係る更生担保権
債権者数　５名
確定債権　５件　143,496,687円
別表６－２
第２回弁済後の残額　５件　132,016,951円
別表６－２
別表６－２記載のクレーンを目的物とする担保権に係る更生担保権は、同表記載のとおり、原更生計画に基づく第２回弁済後の残金のうち同表中「変更計画に基づく新規債権免除額」欄各記載額の部分につき免除を受け、免除後の残金全額を変更更生計画認可決定の確定日から１ヶ月を経過する日の属する月の末日までに一括して弁済する。
第３節　動産譲渡担保権に係る更生担保権
債権者数　１名
確定債権　１件　273,444,652円
別表６－３
第２回弁済後の残額　１件　251,569,080円
別表６－３
別表６－３記載の集合動産譲渡担保権に係る更生担保権は、同表記載のとおり、原更生計画に基づく第２回弁済後の残金のうち同表中「変更計画に基づく新規債権免除額」欄記載額の部分につき免除を受け、免除後の残金全額を変更更生計画認可決定の確定日から１ヶ月を経過する日の属する月の末日までに一括して弁済する。
第４節　リースに係る更生担保権
債権者数　１名
確定債権　１件　1,476,972円
別表６－４
第２回弁済後の残額　１件　1,358,814円
別表６－４
別表６－４記載のリースに係る更生担保権は、原更生計画に基づく第２回弁済後の残金のうち同表中「変更計画に基づく新規債権免除額」欄記載額の部分につき免除を受け、免除後の残金全額を変更更生計画認可決定の確定日から１ヶ月を経過する日の属する月の末日までに一括して弁済する。
第５節　消費税還付金請求権を目的とする集合債権譲渡担保権（但し原更生計画に基づき担保権は消滅）に係る更生担保権
債権者数　１名
確定債権　１件　915,049,830円
別表６－５
原更生計画に基づく一部免除後の残金
１件　457,524,915円
別表６－５
第２回弁済後の残額　１件　350,334,151円
別表６－５
別表６－５の整理番号２記載の消費税還付金請求権を目的とする集合債権譲渡担保権に係る更生担保権は、同表記載のとおり、原更生計画に基づく第２回弁済後の残金のうち同表中「変更計画に基づく新規債権免除額」欄各記載額の部分につき免除を受け、免除後の残金全額を変更更生計画認可決定の確定日から１ヶ月を経過する日の属する月の末日までに一括して弁済する。